

「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託仕様書

1 目的

全国的に高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、後期高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれており、今後増大する介護ニーズに対応していくため、県内の介護従事者の確保が重要課題の一つとなっている。

本業務は、将来の担い手となる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）をはじめ、県民に幅広く介護の魅力を発信することにより、介護に対するイメージアップを図り、介護従事者の確保につなげることを目的としている。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務委託概要

本業務の概要は、次のとおり

- (1) テレビやSNS等を活用した介護の魅力発信
- (2) 普及啓発イベントの実施
- (3) 職場体験会の開催支援
- (4) 福祉系高校と連携した小中学校への介護の魅力発信
- (5) 介護職員と連携した情報発信

4 業務委託内容詳細

(1) テレビやSNS等を活用した介護の魅力発信

① 内容

ア 若者、外国人材、元気高齢者、介護従事者等をテーマや内容として取り扱うものとし、小中高生やその保護者といったターゲットに合わせたメディア（媒体）を提案すること。

イ テレビ番組及びテレビCMの放送は必須とする。

ウ テレビ番組について、放送期間は11月から12月まで、放送回数は放送時間が5分程度のものを5回以上放送すること。なお、放送時間帯は、幅広い世代が視聴しやすい時間帯となるよう留意すること。

エ これまでに県が制作した動画等を活用して、年度前半から委託期間をとおして、介護の魅力を発信する方法を提案すること。

オ 放送したテレビ番組等をみやざき・ひなたの介護ポータルサイトに掲載するとともに、SNS等を活用するなど当該内容を効果的に発信する方法を提案し、アクセスの増加に向けた取組を行うこと。

② 運営・管理

以下の運営・管理を行うものとする。

- ア 県との調整
- イ テレビ等のメディアとの調整
- ウ 出演者との調整
- エ その他全ての業務に関する手配、管理

③ その他

取組の評価指標や測定方法を設定し、事業効果の分析を行い、最大化に向けて取り組むこと。

(2) 普及啓発イベントの実施

① 内容

ア 11月11日の「介護の日」を契機として、多くの県民が介護に興味・関心を持ち、介護のイメージ向上を図るイベントを2回（県央地区で1回及び県央地区以外で1回）実施する。

イ 県央地区のイベントの実施期間、実施場所等

実施期間：令和8年11月の5日間程度

実施場所：イオンモール宮崎（1階レストランコート）

※イオンモール宮崎の場所の確保及び費用負担は県において行うが、実施期間、実施場所は変更となる場合がある。

※イオンモール宮崎以外の場所での実施も可とする。この場合、場所の確保及び費用負担は受託者により行うものとする。

ウ 県央地区以外の実施期間、実施場所等

実施期間：実施時期は令和8年11月とするがその期間は提案事項とする。

実施場所：提案事項とするが、駅、ショッピングモール、県内各地で開催される行事へ参加する等、人が集まる場所で実施すること。

エ 展示の実施の場合は、単に展示するだけでなく、介護の魅力を伝えるノベルティ等を製作し来場者に配布する、動画等を放映して啓発を行うなど、来場者が楽しんで介護の魅力に触れることのできるような仕掛けづくりを行うこと。

オ 普及啓発イベントと合わせて、令和5年度に制作した普及啓発資料（小学生向け介護の魅力発信動画：「みやざき・ひなたの介護」presents「みんなでダンス！！」～おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に踊ろう～）を周知する効果的な取組を実施すること。

② 運営・管理

以下の運営・管理を行うものとする。

- ア 県との調整
- イ 会場管理者との調整
- ウ 来場者との調整
- エ 会場の設営、運営、撤去、会場周辺整理
- オ その他全ての業務に関する手配、管理

(3) 職場体験会の開催支援

中山間地域の小中学校が介護事業所等を訪問して行う体験学習の取組を支援する。

① 対象となる学校、実施日等（予定） ※変更となる場合がある。

No	学校名	実施予定時期	対象学年	生徒(児童)数
1	日南市立北郷中学校	11月上旬	1・2年生	35
2	日南市立東郷中学校	11月13日(金)	1年生	29
3	えびの市立飯野小学校	1月15日(金)	5年生	41

② 内容

ア バス借上（各校3時間程度借上予定）

小中学校から訪問先までバスで移動するものとし、バスの手配及び借上料の支払を行うこと。

イ 体験学習の取組の様子をテレビやSNS等を活用して発信すること。

③ 運営・管理

運営・管理は、原則として県が行う。

(4) 福祉系高校と連携した小中学校への介護の魅力発信

小中学生を対象として福祉系高校生が行う介護の魅力体験活動（介護ロボット体験、介護技術レクチャー（車イス体験、高齢者疑似体験）など）を行う。

① 対象となる学校（福祉系高校）、実施予定時期等 ※変更となる場合がある。

No	学校名	実施予定時期	対象小中学校・生徒数	
1	日南振徳高校	7～12月	日南市内小中学校	30～40人
2	小林秀峰高校	7～12月	都城市内中学校	30～40人
3	妻高校	7～12月	西都市内中学校	30～40人
4	門川高校	7～12月	門川町内小学校	30～40人

② 内容

ア バス借上（各校4時間程度借上予定）

対象小中学校と各高校間をバスで移動するものとし、当該バスの手配及び借上料の支払を行うこと。

イ 介護ロボット体験、介護技術レクチャーに使用する機器の配送等

介護ロボット体験や介護技術レクチャーを行う場合に必要な機器の配送の手配、介護ロボット体験の実施に必要な講師の派遣に係る旅費及び謝金の費用の支払を行うこと。

ウ 福祉系高校生が小中学生に介護の魅力を伝える様子をテレビやSNS等を活用して発信すること。

③ 運営・管理

運営・管理は、原則として県が行う。

(5) 介護職員と連携した情報発信

介護現場で働く職員が自ら発信したい内容・手法を話し合い、インスタグラムを活用した情報発信及びイベントの実施により、介護職の魅力を伝える活動を行う。

① 内容

ア 介護職の魅力を伝える活動を行う介護職員（以下「介護職員」という。）の選定

宮崎県介護人材確保推進協議会の構成団体からの推薦により10名程度選定すること。

イ 全体会議の企画・運営

実施回数	5回程度（各回1時間30分から2時間）
参加者	介護職員、受託業者の担当者、県担当者等
業務の内容	介護職員への連絡調整、開催日時の決定、各回の議題の設定、資料の作成・印刷、実施日当日の参加者の受付、司会進行等の全体会議の実施に係る全ての業務 第1回：活動の目的意識の共有、活動内容及びスケジュールの確認、インスタグラム活用に係る研修会 第2・3回：イベントの内容検討・決定 第4・5回：活動報告、改善点の確認、今後の活動方針決定等

- ・全体会議の初回と最終回は集合による実施とするが、それ以外の回は県及び介護職員と協議の上で、オンライン実施とすることも可とする。

※集合による全体会議の実施会場の確保及び費用負担は県において行う。

ウ インスタグラムを活用した情報発信

- ・介護職員が、勤務する職場の雰囲気、利用者との交流等、介護職の魅力を伝えるためのインスタグラムを開設し運用すること。
- ・当該インスタグラムの投稿頻度は、県担当者が実施するリポスト（再投稿）運用と連携し、本事業全体として週2回程度の発信頻度を維持すること。
- ・多くの閲覧が見込めるような記事となるよう、介護職員に対してサポート・助言できる体制を提供すること。
- ・SNS広告を実施するなど当該インスタグラムを効果的に発信する方法を提案し、アクセスの増加に向けた取組を行うこと。なお、当該取組の評価指標や測定方法を設定し、事業効果の分析を行い、最大化に向けて取り組むこと。

エ イベントの実施

- ・介護職の理解促進、イメージアップ等につながるイベントを1回実施する。
- ・イベントの実施時期、実施場所、内容等は、上記イの全体会議において介護職員と協議の上で決定すること。
- ・イベントの実施を告知するため、チラシ、ポスター等を制作し、PR活動を行うこと。

オ 介護職員への謝金の支払

介護職員へ、全体会議等への参加1回あたり5,000円の謝金(旅費含む。)の費用の支払を行うこと。

② 運営・管理

以下の運営・管理を行うものとする。

ア 県との調整

イ 介護職員との調整

ウ イベントの会場管理者との調整

エ イベントの来場者との調整

オ イベントの会場の設営、運営、撤去、会場周辺整理

カ その他全ての業務に関する手配、管理

5 経費

本業務に関する経費については、全ての業務について受託者の負担とする。

6 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部長寿介護課

7 その他

- (1) 業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、県と十分な調整を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたり、業務内容の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者で協議の上、仕様書の内容を変更することができる。
- (4) 感染症等の状況によっては、当該事業の実施について延期、中止等の判断をする可能性があることから、適宜県の判断に従うこと。
- (5) 業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。